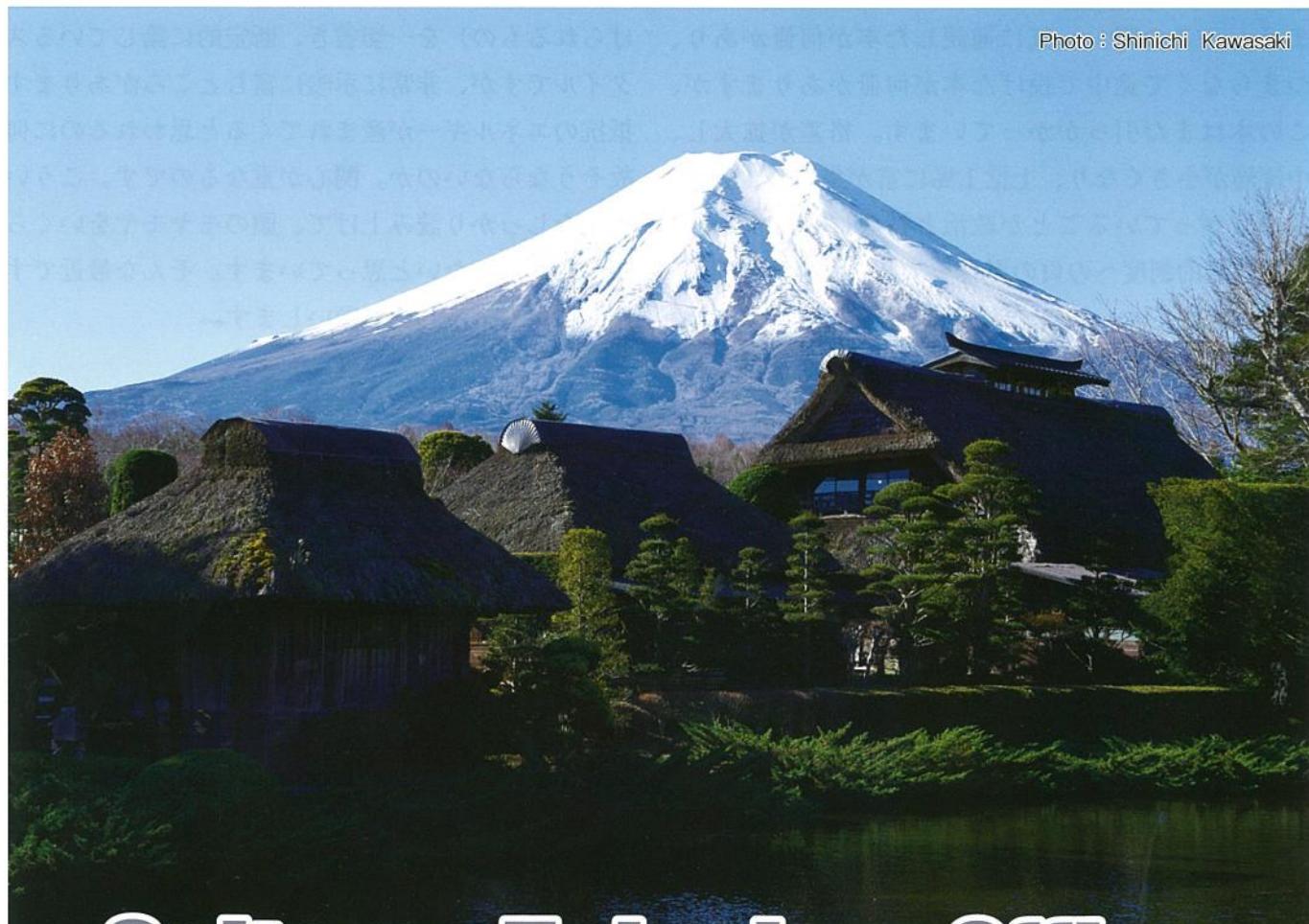


埼玉東部法律事務所

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目1番12号
エガワプラザ6階
TEL:048-965-2600
FAX:048-965-2627
URL:<http://saitamatobu.mylawyer.jp/>

2013.1
Vol.36

Photo : Shinichi Kawasaki



Saitama Tobu Law Office

東日本大震災とこれによる原発事故から2年が経とうとしています。しかし、東京電力に対する損害賠償など被災者の救済は遅々として進んでいないように思われます。

それだけでなく、厚生労働省は生活保護基準の引き下げを検討しています。生活保護については、昨年、不正受給の報道がいくつかありました。たしかに、不正受給はなくさなければなりません。しかし、生活保護を受給している人の大多数はやむにやまれない事情で保護を受けているのです。しかも、生活保護基準の引き下げは、最低賃金や健康保険、介護保険の保険料の減免基準、就学援助の基準の低下にも波及する問題です。これを許せば、福祉の切り捨てにつながりかねないのです。断固として阻止しなければなりません。

新しい年を迎えたにもかかわらず、明るい話題に乏しいのは残念ですが、当事務所は、すべての国民が健康で文化的な生活を送ることのできる社会を創るために、微力ながら努力していきたいと考えています。

今年もよろしくお願ひします。

運営委員長 弁護士 川崎 慎一

弁護士 佐々木新一
弁護士 山越 悟
弁護士 池永 知樹
弁護士 川崎 慎一
弁護士 田中 浩介
弁護士 齊藤 耕平
弁護士 小木 出
弁護士 北川 浩司
弁護士 根本 明子
事務局一同

わりに考えることはあるのです

面白い本を読み出すと今でも集中できるのですが、面白くないけど読むべきだと思う本は、とにかく読み上げるのに時間がかかるようになりました。車内で開いても数頁読むと眠くなります。ステッグリツの最新本「世界の99%を貧困にする経済」もそんな本で、1ヶ月以上かかってもまだ読み上げられていません。この間、一気に通読した本が何冊かあり、つまらなくて途中で投げた本が何冊かありますが、この本はまだ引っかかっています。格差が拡大し、中流層が小さくなり、上位1%に富が集中し、貧困層が広がっていることが政治と社会に及ぼす影響、民主主義的制度への負の影響をアメリカ経済に即して論じています。依拠する資料（論文だと脚注に挙

弁護士

佐々木 新一

Sasaki Shinichi



げられるもの）を一切省き、断定的に論じているスタイルですが、非常に示唆に富むところがあります。抵抗のエネルギーが産まれてくると思われるのに何故そうならないのか。関心が重なるのです。こういう本をしっかり読み上げて、頭のモヤモヤをいくらかでも解消したいと思っています。そんな最近ですが、今年もよろしくお願ひします。

思　い　出



弁護士

山越 悟

Yamakoshi Satoru

司法試験受験中に、新宿区の図書館で牧野英一先生の刑法の教科書を読んだ。刑法の目的は、競争と協同の調和だと書いてあった。以来その言葉がずっと頭に残っている。やっと司法試験に合格し、新宿区の身体障害者施設に通った。自分をとらえなおしてみたいと思った。しかし甘かった。自立したいと一生懸命訴えてくる姿を見て、応えきれない感じた。協同のためにどこまでわが身を削れるか、わからなかつた。

その後読んだ本によれば、協同から遠そうなアダムスミスも、シンパシー（共感）を道徳の基礎としていた。驚いたことに、ハイエクも、遺伝的な部族

感情として共感を扱っているらしい。協同は人間の本質的属性である。ただ、貧富を生む市場も協同の一形態だから、協同のあり方は複雑だ。

最近、改めて生存権について考えようと思い、同世代の憲法学者である長谷部恭男教授の教科書を読んだ。生存権は、個人の運と資質を自由に發揮することを認める結果、不可避的に生まれる不平等を是正し、人としての尊厳を維持する最低限の条件を保障する。基本的に賛成だが、生存権を保障する理由を明確にしていない。湯浅誠氏と茂木健一郎氏の共著で、湯浅氏は恵まれない人を救済することが、自分のためだと思えることが大事だと書いていた。そういうと思う。我々にとって、生存権は国家という人間集団による「保険」である。ただ、不景気の時代の困難さがあり、國家の枠組みを超えない限界がある。

本年の抱負—東日本大震災から2年を迎えるにあたって

東日本大震災から2年が経過しようとしています。振り返れば皆様、様々な思いや光景がよぎるものと思います。

昨年夏、朝日新聞は、被災地3県で復興住宅着工は僅か1%であり仮設住宅生活者は未だ27万人に達するとの調査結果を報道しました。この中には、震災前の居住不動産について、相続や住宅ローン等の法的処理が遅々として進まないため、やむなく仮設生活を余儀なくされている方も多数含まれております。

この間、被災地には様々な法律相談窓口が設置されましたが、なかなか相談に来て頂けなかったり、窓口にお見えになんでも1回限りの相談で終了してしまうことが多いのが最近の状況です。宮沢賢治の「雨ニモマケズ」には、「訴訟があればつまらないからやめろと言い…」という一節がありますが、この詩が作成されて80年が経過した21世紀の現代にお

弁護士

池永 知樹

Ikenaga Tomoki



いては、もう少し「便利な解決ツールとして活用しよう」とい…」にシフトしたいところです。今般、法テラスでは、被災地4ヶ所の大規模ニーズ調査を実施し、何がバリアになっているのか、バリア軽減のために何が求められているのかを見極めることにしました。私も現地を往復する予定です。被災者の皆様のニーズを丁寧に汲み上げ、施策に結び付けていきたいというのが本年の抱負です。



弁護士

川崎 慎一

Kawasaki Shinichi

自死のない社会を

ことができるものなのです。

このような状況を受けて、日弁連も、昨年10月に佐賀県で開催された人権擁護大会において、「強いられた死のない社会を目指し、実効性のある自殺防止対策を求める決議」を採択しました。

自死を防止するための手段には、メンタルヘルス対策の充実など法律家が直接にかかわらないものもありますが、解雇、過労といった労働問題、多重債務問題などのように法律家によって解決できる問題も多くあります。労働問題や多重債務問題は、これまでにも当事務所が取り扱ってきた分野ですが、人の命にもかかわる問題であることをあらためて認識し、今後よりいっそう充実させていくと考えています。

我が国では、1998年以降昨年までの14年間、毎年3万人以上の人人が自ら命を絶っています。自死というと自分の意思で死を選択したと思われがちですが、実際には、失業や負債による生活苦、家族の不和や身体疾患などにより過度のストレスにさらされ、精神疾患に罹患し、最終的に自死に至るというケースが大多数です。つまり、自死の多くは、何らかの要因で精神的に追い詰められた結果の「強いられた死」なのです。この間に、適切な支援がなされていれば、救う

今年は早く書きます

厳しい競争の時代でもあり、法律事務所としての魅力をいかにしてお伝えするかということが重要な課題となっています。当事務所でも、広報委員会を立ち上げて、ホームページ改訂改良、新しい広告方法の実践、埼玉東部通信の発行等、いわゆる「広報」について、積極的に取り組んでいます。

そうではありますが、毎年(原則)1月にお送りする、このおたよりの重要性は、変わりません。もちろん、これが何もせずに完成するはずではなく、毎年、すべての弁護士、事務職員が原稿を書いています。すぐに書き上げてしまう人もいるようですが、私はそうはいきません。年のはじめに変なごあいさつはできないと思い、考えながら悩みながら書き進めています。このように、事務所ニュースの原稿は、毎年不变の課題ですが、それ以外でも、最近、仕事上で原稿を書かなければならぬことがあります。(多分)少なくない人が読むであろうものを書くことは貴重な経験であり、弁護士としての活動にも役立つところが大きいと思っています。しかし、ここでも、だいたい予想以上に時間がかかってしまうという問題が続きます。時間をかけても同じようなものにしかな

弁護士

田中 浩介

Tanaka Kosuke



らないのであれば、短時間で仕上げた方が効率的に決まっています。

さて、そうやって仕事を効率的にこなせないことのしわ寄せは、仕事(work)以外のところ(life)にきます。現在の住まいになってからもう長いのですが、これまでずっと、最寄りの川は綾瀬川だと思っていたのが、つい最近、そうではなくて、その支流の伝右(でんう)川という小さな川であることを知りました。住まいを中心とした身の回りのことにいかに関心を寄せていないか、しみじみ実感してしまいますが、こういうことではいけませんね。毎年の課題のようでもあります。そのあたりをよく考えて、本年もがんばってゆきたいと思います。



生活保護制度について考えてみませんか

弁護士

斉藤 耕平

Saito Kohei

昨年、有名タレントの家族が生活保護を受けていた事実を、大手マスコミが大々的に報道したこと、突然、生活保護制度にスポットライトが当りました。とはいえる、あまり良い意味での注目ではありません。扶養義務のある家族に十分な収入があるからと言って、生活保護を受けさせることは違法であるはずなのに、生活保護に対する関心と批判は、問題のある受給者を排除するため制度自体を改革すべきとする論調を生み出しました。現在、支給基準の引き下げなどが現実化しようとしています。

この一連の騒動は、わが国の生活保護制度の問題の本質から、市民の目を巧妙に逸らしています。不正受給は、保護費支出全体の0.4%にすぎません。本当の問題は、必要な人々に保護が行き渡らない、いわゆる「漏給」と呼ばれる事実にあるのです。制度上生活保護を利用できる人々のうち、およそ8割が実際には保護を利用できていないと言われています。その原因のひとつに、生活保護申請を単なる「相談」として扱い窓口で追い返すという、通称「水際作戦」と呼ばれる福祉事務所の対応があります。2012年に入ても、さいたま市で親子3人が餓死する事件が発生するなど、悲劇は後を絶ちません。

生活保護受給者増加の原因が、高齢化の進展と、年収200万円以下が1,000万人を超える現在の深刻な雇用破壊にあることは、統計上疑いありません。生活保護制度の本当の意義について、もういちど考えてみませんか。

ある裁判員裁判

昨年9月、強盗致傷、公務執行妨害等の罪で起訴された韓国籍の男性の裁判員裁判の弁護人を担当した。自動車部品等を盗もうとして、店舗事務所に侵入したところ、駆けつけた警察官に暴行を加えて逃走したという事案である。犯罪の成否には争いなく、情状が争点であった。

彼は、優れた自動車の技術を学ぶため、約10年前に来日した。新聞配達で学費を稼ぎながら、専門学校に通って日本語を習得し、自動車整備の専門学校を経て、自動車整備士の資格を取得した。そして、某自動車メーカーの販売店で、整備の仕事に従事していた。現在の日本ではあまり見かけなくなった「苦学生」である。

彼のこの裁判における唯一の望みは、「大好きな日本に残ること」であった。「実刑になるかどうか、刑の長さがどうなるか」といったことよりも、「大好きな日本に残ること」にこだわっていた。

しかし、現行法上、懲役1年以上の判決(執行猶予判

弁護士

小木 出

Ogi izuru



決も含む)を受けた場合には、国外退去となる。本件の事案の内容に照らすと、懲役1年以下の判決を得る可能性は過去の同種事例と比較しても皆無であった。

検察官の求刑「懲役8年」に対し、結果は、「懲役4年の実刑判決」。彼の唯一の望みを満たすことはできなかつた。

しかし、判決言渡し後、彼が私たち弁護人(もう1人は私の妻です….)に対し、「ありがとうございました」と流ちょうな日本語でお礼を言ってくれたことが、我々にとっての唯一の救いである。



「生き甲斐のある社会」と生活保護バッシング

弁護士

北川 浩司

Kitagawa Koji

昨年9月29日、埼玉弁護士会はシンポジウム「自殺のない社会をめざして」を開催し、私も主催者側で運営に関与しました。弁護士会の催しでは珍しく、関係者のみならず、一般市民の方も大勢ご来場いただきました。「自殺」のテーマは、マスコミの関心を惹きやすいのか、新聞・テレビにも取り上げられました(私自身は放映は見逃しましたが)。

日本的な自殺の特徴として、経済指標の悪化と自殺者数の増加との間に明確な関連があることが、かねて指摘されています。換言すれば、日本では経済的に苦しくなると死ぬしか選択が残されないような社会経済の構造があります。住宅ローンと生命保険の組み合わせ、中小企業と経営者連帯保証人の無限責任の制度など、しづみの問題もあるでしょう。

しかし、さらに考えさせられるのは、死よりも生を選ぶ動機に乏しい社会になっているのではないかと

いう指摘です。N P O 法人ライフリンク副代表・根岸親さんは上記のシンポで「生きていこうと思う促進要因より、生きていても仕方ないという阻害要因が上回ったとき、自殺せざるを得ない状況が生まれる」と言っています。近年の若者自殺の増加に鑑みても、競争激化・自己責任の強調や雇用の劣化など、「生きている甲斐がない」と思わせるような社会的なストレス・閉塞感の増加について考える必要があります。若者本人の意欲の問題に収斂させるのは適当ではありません。

上記シンポで、多重債務被害者の「夜明けの会」事務局次長吉田豊樹さんは、多重債務当事者は責められ続け疲弊しているといい、当事者を責めない、本音で話せるコミュニティー作りに注力されているとのことでした。

近時、生活保護に対するバッシングというべき圧力が強まっており、当事者は生活保護の利用を躊躇しています。しかし、困窮し最低限の生活もできていない人を、「助けは求めるな、自己責任でやれ」と切って捨てる社会では、本人は死を選ぶよりほかなくなります。「生きていていいんだよ」というメッセージにあふれた世の中であってほしいと思います。

弁護士2年目を振り返って

弁護士になって2年が経ちました。弁護士2年目も、様々な事件を経験しました。

まず、民事事件です。1年目にご依頼を受けた裁判事件のうち、数件について、判決が出ました。嬉しい結果もありましたが、そうでないものもありました。悔しい結果になった事件については、今年、控訴審で逆転を目指します。他方、2年を経ても第一審の裁判が終わらない事件もあります。早期解決を目指しておりますが、関係者が多かったり、事件が複雑だったりすると、どうしても時間がかかってしまいます。今年も引き続き、適切な解決に向けて尽力します。

また、刑事事件も多数担当しました。夏から秋にかけて、立て続けに数件、貧困を原因とする事件を担当しました。ホームレス状態で、手持ち金がなくなったために窃盗をし、逮捕されたという事件です。釈放後、その全員について、一緒に市役所に行き、生活保護の

弁護士

根本 明子

Nemoto Akiko



申請をしました。その結果、全員が、生活保護を受けつつ、アパートで新生活を始めることができました。最近、生活保護制度や生活保護受給者に対する批判が強くなっていると感じます。しかし、生活保護制度があるからこそ、生活を維持できますし、経済的につまずいたとしても、やり直しをすることができます。全ての人が人間らしい生活ができるよう、生活保護制度の維持・拡充が図られるべきです。

弁護士3年目も、初心を忘れず、事件に取り組む所存です。本年もよろしくお願ひいたします。

法テラススタッフ弁護士レポート



法テラス三重に赴任して

法テラス三重法律事務所に赴任してはや一年が経ちました。あっという間でしたが、たくさんの新しい経験ができた、充実した一年だったと思います。

この一年、法テラスのスタッフ弁護士として、さまざまな扶助事件、刑事事件、そして、事件の数よりも

弁護士 **今村 貞志** *Imamura Sadashi*

多くの人に出会いました。みなさん、いろいろな困りごとを抱えておられます。それに寄り添える、敷居の低い弁護士になれるよう、今後も努力していきます。

さて、三重といえば松阪牛に海の幸。もちろん減多に食べられるわけではありませんが、本当にご飯がおいしいです。伊勢神宮をはじめ素晴らしい場所もたくさんあります。2月には全国付添人経験交流集会も開催されますので、ぜひ三重にお越しください。



法テラス安芸より

人口2万人弱の高知県安芸市に赴任して2年になります。講演会や具体的な事件についてのケース会議等お声をかけていただく機会も増え、慌ただしく過ごしています。

子どもの少ない地域なのに子どもの虐待の話が耐えません。弁護士は臨床的立場であることは分かる

弁護士 **野口 千晶** *Noguchi Chiaki*

のですが、つい、予防について考えてしまいます。昨年12月には、高知県で「日本子ども虐待防止学会高知りょうま大会」を開催しました。県外のみならず県内の方が多数参加くださったのは、『虐待を予防したい』という共通の意識が芽生えているのではないかと嬉しく思っています。これを機会に様々な業種の方と連携できることを期待しています。

あと1年の任期ですが、「立つ鳥後を濁さず」を目標に頑張るつもりです。

自由法曹団本部事務局次長を退任しました

弁護士 斎藤 耕平

自由法曹団は、平和と人権の課題に取り組む弁護士の団体です。当事務所の弁護士は全員が団員として参加しており、全国で2,000人を超える弁護士が所属しています。

私は、2010年10月から、自由法曹団の本部事務局次長としてその運営に携わってきましたが、このたび、2年間の任期を終え、晴れてその職を退任することになりました。

私は、主に労働や貧困、裁判員制度見直し問題等を扱う各委員会を担当していましたが、先の震災と原発事故の発生は、自由法曹団にも、これまで経験したことのない様々な人権課題を突きつけることとなりました。津波による甚大な被害を受けた名取市の現地調査や現地法律相談、大飯原発のある福井県での脱原発を考える集会、地元福島での現地法律相談や市民集会など、たくさんの活動に参加することになりました。私が次長を務める間にこのような大災害が起きたことは、私の弁護士としての活動に

も大きな影響を与えています。

2年間で200回近く団本部の事務所に足を運び、全国各地を飛び回っていましたので、いざ任を終えて事務所に戻ってくると、燃え尽き症候群と言いますか、何をしてよいやら分からぬ感じになってしまっています。少しずつ普通の弁護士の生活に戻していきたいと考えていますが、今も団の委員会から仕事を回されたりして、しばらくは大変そうです。



自由法曹団5月集会にて

フルートは誰のもの？

ここに一本のフルートがあります。A氏は「私だけがフルートを演奏できるから私のものだ」、B氏は「私が一番貧しいから私のものだ」、C氏は「私がフルートを作ったから私のものだ」と主張しています。これは、アマルティア・センが、正義に関する近著であげた説例だそうです。どの説が正しいでしょうか。以下、私なりに考えてみます。

A説は、フルートは演奏できる人がいなければ金属に過ぎないから、価値を与える演奏者が所有すべきだと考えるでしょう。この考え方にはギリシャ時代からあります。しかし市場が発達していれば、他の物と交換する価値が生じます。この場合、演奏できるだけで価値を独占するのは難しいでしょう。

B説は、結果の平等を重視する考えですが、このような考え方には、蓄えができないその日暮らしで、狩猟採集のための協同が不可欠だった原始共同社会で

弁護士 山越 悟

は通説だったようです。同じ価値観に立ち、社会的共有にすべきだという考え方もありますが、社会の共有にするだけでは平等は実現しません。共有者の意志次第で不平等に分けることも可能だからです。中国・北朝鮮にはこの問題があります。

C説は、富を生み出さなければ分けようがないという考え方で、富の増産を促す発想です。財の生産と貯蓄が可能となり、不平等でも財が行き渡る豊かな時代の通説であり、近代の通説です（民法246条但書・加工）。

センの趣旨は「絶対不变の正義はない。正義は人々の合意によって形成される。合意形成過程が重要だ。」ということのようです。確かに、所有権一つとっても時代と状況によって正義は変わると思います。

